

(((福祉医療費受給者証の更新手続きをお忘れなく)))

重度心身障害者、母子家庭等、父子家庭の福祉医療費受給者証は、9月末で有効期限を迎えます。更新手続きが必要な人には、9月上旬までに通知しますので、同封の申請書に必要事項を記入のうえ、健康福祉部社会福祉課または各振興事務所振興課（福祉担当）にて、9月28日（金）までに手続きをお願いします。

なお、所得制限がありますので、助成対象者本人・配偶者及び扶養義務者に一定以上の所得がある場合には助成対象となりません。このため、9月まで福祉医療費の助成が受けられていても、10月から来年9月まで助成を受けられない場合がありますので、予めご了承ください。更新の通知が届かない人で対象になると思われる人は、健康福祉部社会福祉課または各振興事務所振興課（福祉担当）までお問い合わせください。



名 称	対 象 者	所得制限	助成内容
重度心身障害者 医療費助成	- 身体障害者手帳の交付を受けている人のうち、その障がいの級が1級から3級までの人 - 療育手帳A、A1、A2、B1の交付を受けている人 - 戦傷病者手帳の交付を受けている人のうち、身体障害者手帳の交付を受け、かつ、その障がいの級が4級である人 - 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人のうち、その障がいの級が1級または2級の人	有	医療保険 適用分 全額助成
母子家庭等 医療費助成	母子家庭等の母及び18歳に達する日の属する3月31日までの児童、または父母のいない18歳に達する日の属する3月31日までの児童		
父子家庭 医療費助成	父子家庭の父及び18歳に達する日の属する3月31日までの児童		

問 健康福祉部社会福祉課 ☎ 67-1811

✿ 平成31年度 保育園・幼稚園入園申込み説明会を開催します ✿

平成31年度の入園申込み説明会を下記の日程で開催します。来年4月より新たに入園を希望される保護者のみなさんは、どの会場でも説明会に参加することができますので、都合の良い会場へお越しください。

保育園（認定こども園）は、保護者が日中働いていたり、病気あるいは看病などの理由で、家庭で十分な保育ができない場合などに、保護者に代わってお子さんを保育する児童福祉施設です。入園に際しては条件がありますので、ぜひこの機会をご利用ください。

幼稚園（認定こども園）は、満3歳から小学校入学前までの幼児を対象とした幼児教育を行う教育施設です。入園申込みは直接園へ行っていただきますが、市への提出書類もありますので、あわせて説明を行います。



期 日	時 間	会 場
9月18日（火）	午後1時30分～	たかす児童館《たかす保育園》（高鷺町大鷺1570-2）
9月19日（水）	午後1時30分～	幼児教育センターやまびこ園（大和町島5327）
9月20日（木）	午後1時30分～	和良保育園（和良町宮地397-10）
9月21日（金）	午後1時30分～	郡上市総合文化センター 多目的ホール（八幡町島谷207-1）
9月25日（火）	午後1時30分～	白鳥ふれあい創造館 交流ホール（白鳥町白鳥359-26）
9月26日（水）	午後1時30分～	幼児教育センターみなみ園（美並町白山1271）
9月27日（木）	午後1時30分～	明宝保育園（明宝畑佐192-13）

問 健康福祉部児童家庭課（保育園関係） ☎ 67-1817
教育委員会学校教育課（幼稚園関係） ☎ 67-1468

（開催日順）